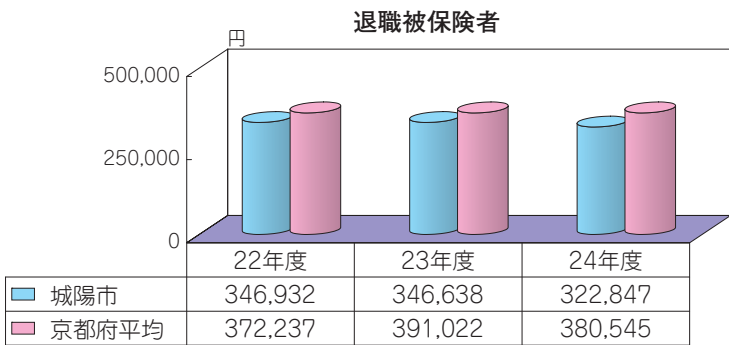
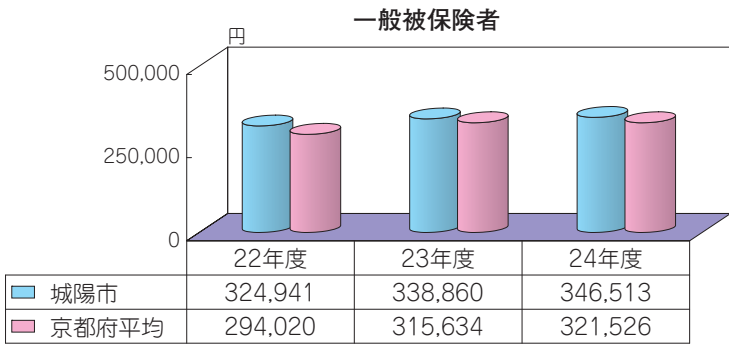
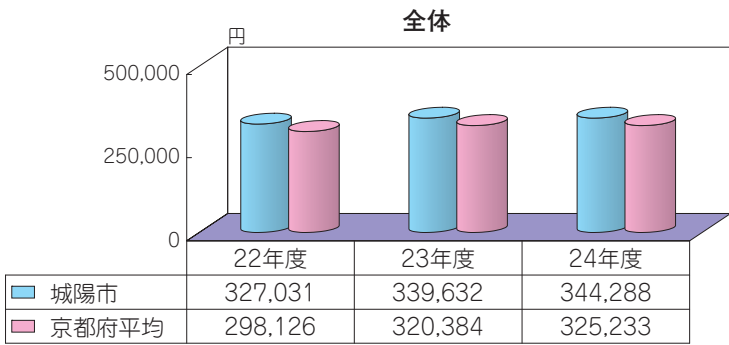


図1 1人当たりの国保医療費



一人当たりの国保医療費

本市の平成24年度の国保医療費は78億1千万円、国保被保険者数は、平均22,670人となっています。

図1は過去3カ年の医療費の状況です。平成24年度の被保険者1人当たりの年間医療費

は、34万4千円(前年度比1.4割の増)になっています。

また、一般被保険者の1人当たりは、34万7千円(前年度比2.3割の増)、退職被保険者の1人当たりは、32万3千円(前年度比6.9割の減)となっています。

医療費を京都府の平均と比較すると、一般被保険者は7.8割上

図2は被保険者数の推移ですが、市民の28.5割(平成24年度末)の人が国保に加入しています。

年度末時点では一般

被保険者は0.002割増加し、退職被保険者は16.6割減少しています。

医療費と負担

被保険者は医療機関の窓口で支払う一部負

国民健康保険(国保)は、被保険者のみなさんが病気やケガをしたときに備えて、安心して医療が受けられるよう、お互いが助け合っ

て医療費を負担し合う、もつとも身近な医療保険です。国保の運営は、被保険者の国民健康保険料(国保料)と、国・府・市の負担金などで賄われています。

は、34万4千円(前年度比1.4割の増)になっています。

また、一般被保険者の1人当たりは、34万7千円(前年度比2.3割の増)、退職被保険者の1人当たりは、32万3千円(前年度比6.9割の減)となっています。

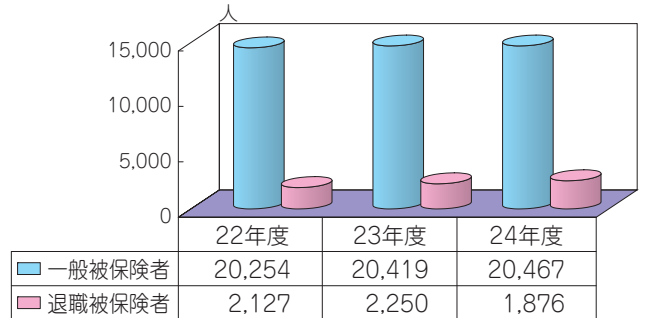
医療費を京都府の平均と比較すると、一般被保険者は7.8割上

## みなさんの健康と医療を守る国保

### 用語説明

一般被保険者…退職被保険者以外の被保険者  
退職被保険者…老齢または退職を支給の理由とする被用者年金の受給者およびその被扶養者

図2 被保険者数の推移



医療費については、高齢化や医療の進歩などにより年々増加する傾向にあります。城陽市では、平成23年度の医療給付費62億4028万円と比較して、平成24年度64億4045万円と3.2割という高い伸びとなっています。医療費などが増加すると、被保険者の国保料の負担も増加します。

みなさんの健康を守る大切な国保です。一人一人が医療費を有効に使うよう心がけま

かかりつけ医とは、病歴や健康状態などを把握して健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師のことです。気になる症状があればまずかかりつけ医に相談し、必要であればかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

休日や夜間の受診は控えましょう

休日や夜間の救急医療機関は、本来緊急性の高い患者さんのためのもので「待ち時間が短いから」などの安易な理由で休日や夜間に救急医療機関を受診すると、医療費が高額設定されているだけでなく、緊急性の高い重

かかりつけ医をもちましよう

かかりつけ医とは、病歴や健康状態などを把握して健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師のことです。気になる症状があればまずかかりつけ医に相談し、必要であればかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

重複受診はやめましよう

同じ病気で複数の医療機関を紹介なく受診することを重複受診といいます。その都度初診料がかかり医療費が増加するだけでなく、何度も検査や処置・投薬などを受けることにより体に負担がかかる可能性があります。まずはかかりつけ医に相談し、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してください。

「治療」の前に「予防」を

病気を未然に防ぐため、また、万が一の病気を早期発見し、早期治療するためにも、年に1回は健康診断を受けましよう。

城陽市国保では、40

ジェネリック医薬品を使いましよう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、お薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額は先発医薬品使用時と変わらないか上がることがありますので、ジェネリック医薬品への変更は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

医療機関を受診するときの一人一人の心がけが、医療費と自己負担分の節減につながります。みなさんに心掛けていただきたいポイントを紹介いたします。

かかりつけ医をもちましよう

かかりつけ医とは、病歴や健康状態などを把握して健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師のことです。気になる症状があればまずかかりつけ医に相談し、必要であればかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

重複受診はやめましよう

同じ病気で複数の医療機関を紹介なく受診することを重複受診といいます。その都度初診料がかかり医療費が増加するだけでなく、何度も検査や処置・投薬などを受けることにより体に負担がかかる可能性があります。まずはかかりつけ医に相談し、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してください。

「治療」の前に「予防」を

病気を未然に防ぐため、また、万が一の病気を早期発見し、早期治療するためにも、年に1回は健康診断を受けましよう。

城陽市国保では、40

医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を受診するときの一人一人の心がけが、医療費と自己負担分の節減につながります。みなさんに心掛けていただきたいポイントを紹介いたします。

かかりつけ医をもちましよう

かかりつけ医とは、病歴や健康状態などを把握して健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師のことです。気になる症状があればまずかかりつけ医に相談し、必要であればかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

重複受診はやめましよう

同じ病気で複数の医療機関を紹介なく受診することを重複受診といいます。その都度初診料がかかり医療費が増加するだけでなく、何度も検査や処置・投薬などを受けることにより体に負担がかかる可能性があります。まずはかかりつけ医に相談し、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関を紹介してください。

「治療」の前に「予防」を

病気を未然に防ぐため、また、万が一の病気を早期発見し、早期治療のためにも、年に1回は健康診断を受けましよう。

城陽市国保では、40

城陽市国保の給付のしくみ

みなさんが外来診療で医療機関を受診し、窓口で3,000円支払われた場合の医療費の総額は10,000円で、差額の7,000円は城陽市国保で負担しています(※)。その7,000円の財源の内訳は以下のようになります。(平成24年度決算をもとに計算しています)

※3割負担の人の場合

国保料…1,040円  
みなさんから納めていただく保険料です。

国などから交付されるお金…5,273円  
国保財政を安定させるために交付されます。(療養給付費交付金、前期高齢者交付金など)

京都府から交付されるお金…429円  
国保財政を安定させるために交付されます。

その他…258円  
一般会計からの繰り入れなどを含め、上記以外のその他の収入です。

医療費が増加すると、みなさんに負担していただく国保料も増加することになります。

■自己負担限度額(70歳未満の人の場合)

所得区分	3回目まで	4回目以降(※1)
上位所得者(※2)	150,000円 +医療費が500,000円を超えた場合は、 その超えた分の1割	83,400円
一般	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1割	44,400円
住民税 非課税世帯 (※3)	35,400円	24,600円

■自己負担限度額(70歳以上の人の場合)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者(※4)	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1割(※5)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(※6)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※7)	8,000円	15,000円

- ※1 過去1年間に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合
- ※2 国保料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の人
- ※3 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人
- ※4 3割負担の人
- ※5 過去1年間に限度額を超える月が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円
- ※6 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯の人
- ※7 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で所得のない世帯の人

高額療養費の申請について

1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額を超えたと、その超えた金額が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人と70歳以上の人とで自己負担限度額が異なり、その限度額は左表のとおりです。

この支給を受けるためには申請が必要です。

- 申請に必要なもの
- ・被保険者証
- ・印かん
- ・領収書
- ・振込先の分かるもの

(通帳など)

申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、全ての領収書を必ず持参してください。※該当する見込みのお支払いがあるにもかかわらず、高額療養費の申請の前に他の申請に領収書の原本を提出される時は必ず写しを保管しておいてください(確定申告の場合、申し出により領収書は返却されません)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

70歳未満の人と70歳



以上で低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰの区分の人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、手続きをお願いします。

- 申請に必要なもの
- ・被保険者証
- ・印かん

70歳以上で現役並み所得者、一般の人は「高齢受給者証」により限度額が自動的に適用されます。

国保料は必ず期日までにご納めましょう

国保料の納付は口座振替で

口座振替(自動払い込み)を新規申込・変更の場合は、「口座振替依頼書」を、新たにご利用になる市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください(廃止の場合は、現在利用されている金融機関などの窓口で手続きをお願いします)。

お手続きの際には、通帳・届出印と、国民健康保険料納入決定(または変更)通知書または納付書をご用意ください。

『口座振替依頼書』の用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。

※口座振替の開始は『口座振替依頼書』が金融機関などから市役所に到着した月の翌月分からです。

詳しくは税務課納付係 ☎(56)4024へ

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される短期被保険者証の交付になります。

この短期被保険者証の有効期間が切れるときには、更新の通知と国保料納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には京都地方税機構 ☎(46)6568に相談していただくことになります。

また、保険料が未納で被保険者証の有効期間が切れていても国保の資格はありますが、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。

また、災害やその他の特別な事情がないのに納期限から1年以上国保料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けること、医療費は一旦全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口

国保料の減免

国保料の納付が困難で次のような状況の人は、国保料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。必ず納期限内に、国保医療課窓口で相談してください。

- 災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人
- 所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
- 雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人
- 給付制限を受けている人(例：拘留所などに拘禁されている人)
- 給付制限を受けている人は、所得割が賦課されていません
- ※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます
- ※減免の可否については市の基準に基づき審査を行います

非自発的失業者の国保料

会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります(平成23年度以前

第三者行為は届出を

交通事故などの第三者の行為が原因でケガや病気になる時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めが優先され、国保が使えなくなり、必ず示談をする前に届出をしてください。

医療費は、国保で一旦支払い、後で市から加害者に請求を行います。

特定保健指導を

国保では、一人一人の症状に応じた健康指導の充実に努めています。

平成25年6月から10月まで実施した特定健康診査を受診した人および城陽市国保の補助を受けて人間ドックを受診した人で、健康診査の結果から保健指導が必要と判定された人に、後日、市から「特定保健指導」の案内文書をお送りしています。生活習慣の改善のために積極的に参加ください。

また、保健センターで健康相談(要予約)も実施しています。特定保健指導に該当しない人でもお気軽にご相談ください。

◎健康相談のお問い合わせは、「保健センター」 ☎(55)1111へ

訪問による健康指導

看護師が家庭を訪問して、健康チェックなどを行い、みなさんの毎日の健康管理に役立てていただいています。なお、人間ドック受診後の訪問指導も行っています。

一部負担金の減免

国保被保険者が、特別な理由のため医療機関での一部負担金を支払うことが困難な場合は、ご相談ください。

退職者医療制度について

退職者医療制度とは、退職被保険者の自己負担以外の医療費が被用者保険の拠出金と退職被保険者の保険料により賄われる制度です。

退職者医療制度の退職被保険者本人となるのは、

- 65歳未満の人
- 厚生年金・共済組合などの被用者年金の受給資格がある人
- 被用者年金に20年以上、または40歳以降で10年以上加入している人、以上3点を満たす場合です。

この制度の該当資格は、年金受給権が発生した日からとなります。年金証書を受け取られたら、年金証書、被保険者証、印かんを持って、国保医療課まで届けてください。

また、65歳になると、一般の国民健康保険被保険者証に変更となります。一般の被保険者証は誕生月の下旬に送付します。

◎詳しくは、国保医療課 ☎(56)4038へお問い合わせください

